

2010年12月15日

B型肝炎訴訟の早期解決を求める要請

民 主 党
自 由 民 主 党
公 明 党
みんなの党
日本共産党
社会民主党
国民新党
たちあがれ日本

2006年6月16日、最高裁判所は、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した原告5名に対し、国に損害賠償を命じた。2009年11月30日に成立した肝炎対策基本法の前文にもその旨が明記されている。

しかし、最高裁判決後、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、現在613名の原告が国家賠償請求訴訟を提起し、政府は、2010年5月に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明した。

その後、和解協議が行われてきており、12月7日には、札幌地方裁判所から「いわゆるキャリアになられて20年以上経過した方も含め集団予防接種でB型肝炎に感染した患者の皆様方の早期解決に向けて、双方ともなお一層の努力をされたい。」との発言があった。しかし、いまだ合意には至っていない。

ここに、我々は、政府に対し、年内の基本的な合意を目指し努力するとしており、早急に無症候性キャリアの方も含めた解決が図られるよう、最大限努力することを強く要請する。

以上